

平成 20 年 8 月 4 日

水道局長 白 井 大 造 様
(担当：水道局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-90-67 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 20 年 4 月 22 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、貴職が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報については、意見を付して処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 本件公益通報の調査の過程で、違反水栓の発見・摘発時に必要な処理を行えるよう下記の措置を行っていたこと。
 - ア 「給水条例違反水栓処分要綱」（以下「要綱」という。）の改正（平成 20 年 4 月 8 日施行）
 - イ 「給水条例違反水栓処分要領」の制定（平成 20 年 4 月 8 日施行）
 - ウ 「委託点検事務要領」の改正（平成 20 年 4 月 8 日施行）
- (2) 使用水量の増減について、従来は前年同月比で増減率 30%以上のものに対し「増減チェック」を行い、増減理由の聞き取りや再点検調査を実施していたが、平成 20 年 7 月からは使用水量別の増減率（25 m³までは 30%以上、26 m³以上 100 m³までは 20%以上、101 m³以上は 10%以上）を適用し、「増減チェック」を強化して実施していること。
- (3) 給水条例違反水栓を発見した場合、当該営業所長は速やかに要綱に基づき、適正に対処するとともに、発見状況等の対応状況をお客さまサービス担当部長に報告することとしていること。
- (4) 「水道料金の適正な徴収に違反する兆候が見られる事例」について、現地調査及び営業所に勤務する全職員を対象とするヒアリング調査を実施した結果、該当事例は確認できなかったこと。
- (5) 上記(4)の結果について、平成 20 年 6 月 30 日付けで報道発表するとともに、水道局ホームページに掲載することにより、市民・利用者へ公表していること。

2 意見

- (1) 今後とも、不断に「増減チェック」等の必要な措置を継続することで、違反水栓の未然防止及び早期発見に努められたい。
- (2) チェック体制の在り方について、必要に応じて改善を図ることにより、その効果の維持に努められたい。
- (3) 今回の事案は、条例違反水栓に対する対応方法のリーディングケースになると思われるため、今後の経過についても逐次、本委員会に報告されたい。

(参考) 勸告

- ① 違反水栓を発見・摘発した際に、要綱に則った必要な措置が速やかに講じられるような体制を早急に構築されたい。
要綱等の規程が実態に沿わないのであれば、改正等必要な手続きを早急に取りられたい。
- ② 毎月の検針、計量において、使用水量の激減等を確実に把握し、指摘及び対処ができるようなチェック体制の充実を図られたい。
- ③ 本件通報にあるような水道料金の適正な徴収に違反する兆候が見られる事例の有無について徹底的な調査を速やかに実施し、市民の不信を招くような該当事例が確認できる場合には、迅速かつ厳正に対応されたい。
- ④ 上記③により実施する調査については、その調査結果の概要を平成20年6月末までに本委員会に報告するとともに、市民、利用者への公表に努められたい。